

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所(以下「研究所」という。)が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務(以下「研究所発注工事等」という。)の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務)をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約(建設工事等を除く。)及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程(平成18年規程第30号)第2条第2項から第5項、第3条第1項、第4条第1項並びに第5条第1項に規定する入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 有資格業者 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者の社員のうち、有資格業者以外の全ての社員をいう。
- (6) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。
- (8) 契約責任者 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の理事長をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 理事長は、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体(発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。)が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

2 研究所が有資格業者又は使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格業者又は使用人を逮捕し、書類送検し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期

間は、それぞれ当該各号に定める期間(期間に短期及び長期のあるものについては、短期)の1/2の期間を超えないものとする。

- 3 理事長が入札参加停止を行った場合は、速やかに、大阪府知事に対し、情報提供を行うものとする。

(下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は研究所が承認した再委託先(以下「下請負人等」という。)が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 理事長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

(大阪府の入札参加停止措置等の適用)

第5条 入札参加資格者が、大阪府から入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けた場合は、当該措置を研究所にも適用するものとする。この場合、理事長が審査会の議を経て行う入札参加停止措置手続を原則として省略できるものとし、その措置内容を審査会各委員に周知するものとする。

(入札参加の停止等)

第6条 契約責任者は、一般競争入札を実施しようとするときは、第3条及び第4条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者(以下「入札参加停止業者」という。)の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

- 2 契約責任者は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 前項の場合においては、契約責任者は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

- 第7条 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。
- 2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年(同一の事案の場合は、その当初の措置から3年)を超えないものとする。
 - 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする(同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。)。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各号の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第13条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間
 - (2) 別表第七号から第九号までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表第七号から第九号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間
 - 4 理事長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2)まで短縮することができる。
 - 5 理事長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍)まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
 - 6 理事長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2又は2倍の期間)の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
 - 7 第3条第2項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕、書類送検又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
 - 8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に定める期間を超えないものとする。
 - 9 理事長は、別表第八号に該当する入札参加資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第八号に定める期間(同号ただし書きが適用されるときは、当該期間)の1/2

の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

(2) 独占禁止法第7条の2第6項に基づき課徴金算定率が軽減され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

(3) 平成18年1月4日施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し審判を請求しないことを、大阪府に対して誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成18年1月3日以前に行われていたときに限る。

10 理事長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴(別表第八号に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。)の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に1月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

(入札参加停止の解除)

第8条 理事長は、嫌疑がないとして不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の継承)

第9条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(入札参加停止の通知)

第10条 理事長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第7条第6項から第10項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第8条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、第5条の規定による場合は、この限りではない。

(随意契約の相手方の制限)

第 11 条 契約責任者は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当者が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

(下請け等の禁止)

第 12 条 契約責任者は、研究所の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る研究所の契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第 13 条 理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(情報の公表)

第 14 条 理事長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表することとし、その取り扱いについては、別に定める。

(審査会の設置及び運営)

第 15 条 審査会の設置及び運営については、別に定める。

(苦情処理手続等)

第 16 条 研究所が行った入札参加停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申出については、第 10 条の規定による通知で告知するものとし、その手続については、別に定める。

(大阪府の暴力団等排除措置への協力)

第 17 条 研究所発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するため、大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第5条に基づき大阪府に協力するとともに、その手続に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 研究所発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第 24 条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>二 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、研究所発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得に違反し、研究所発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合(落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 23 第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 入札参加資格者が、研究所発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされた場合</p> <p>(4) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(5) 過失により研究所発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>1年</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>3月</p>

<p>(他の業者の妨害)</p> <p>四 有資格業者又は使用人が、研究所発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年～2年</p>
<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>五 有資格業者又は使用人が、研究所発注工事等について、研究所の監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)第13条に規定する点検の実施(施工体制台帳が提出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年～2年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>六 入札参加資格者が研究所発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(3)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合 イ 負傷者の発生又は建物等の損傷 ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合 イ 負傷者の発生 ロ 死亡者の発生</p> <p>(3) 研究所発注工事等以外の契約の履行に当たり多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月～6月 4月～1年</p> <p>1月～3月 2月～6月 2月～6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>七 有資格業者又は使用人が、研究所発注工事等に関し、偽計入札(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)又は談合(同条第2項)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき等。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>八 入札参加資格者又は有資格業者若しくは使用人が、研究所発注工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは告発を受け、又は逮捕され、若しくは書類送検されたとき。ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、それぞれ1/2を乗じた期間とする。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>

<p>(贈賄行為)</p> <p>九 有資格業者又は使用人が研究所職員に対して行った贈賄(刑法第 198 条)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>十 有資格業者又は使用人が、その業務に関し、研究所職員に対する暴力行為により逮捕され、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>十一 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の(1)～(5)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合((2)の場合を除く。)</p> <p>(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴された場合</p> <p>(3) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次の①又は②の処分を受けた場合</p> <p>① 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>② 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分</p> <p>(4) 建設業法に違反し、次の①又は②の処分を受けた場合((3)の場合を除く。)又は適正化法第 13 条に違反し①の処分を受けた場合</p> <p>① 建設業法第 28 条第1項に基づく指示処分</p> <p>② 建設業法第 28 条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p> <p>(5) 建設業法第 29 条に基づき、次の①又は②の許可取消処分を受けた場合</p> <p>① 第1項第1号又は第3号に基づく取消処分</p> <p>② 第1項第2号、第5号又は第6号に基づく取消処分</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1年</p>

<p>(法令等違反)</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又は有資格業者が、次の(1)～(6)のいずれかに該当し、研究所発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合（(6)の場合を除く。）</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(4) 研究所発注工事等の契約の履行に当たり、国の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく指導に従わなかった場合</p> <p>(5) 研究所が求める暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなかった場合</p> <p>(6) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成21年大阪府条例第84号）第23条に基づき、氏名等を公表された場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～1年</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～3月</p> <p>3月</p> <p>2年以内で審議会の議により決定</p>
<p>(経営不振)</p> <p>十三 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、研究所発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で審査会の議により決定する期間</p>